

令和6年度 特別支援教室の教育課程について(届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。
記

1 特別支援教室の教育目標

- 【やさしく(共感する態度で接し、相手を思いやり、互いのよさを認め合う子ども)】を育成するために
認知特性に合った自立活動の指導を通し、自分を大切にするとともに他者を大切にできる心情や態度を育てる。
- ◎【かしこく(自ら学び、考え、伝え合い、体験を通して基礎・基本の学力を身に付ける子ども)】を育成するために
個々の児童の教育的ニーズに合わせて、各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動の指導を行い、各教科の学習や学校行事に自信をもって参加する意欲を育む。
- 【たくましく(よりよい生活習慣を身に付け、体力の向上を図り、何事にも粘り強く取り組む子ども)】を育成するために
社会的自立を目指し、障害に基づく困難の改善・克服のために自立活動の指導を通して必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・連携型個別指導計画を作成、活用し、個々の児童の教育的ニーズに合った指導を行う。
- ・個々の児童の実態に応じた適切な指導時間、指導内容、指導形態を設定する。
- ・知能、心理、言語などの検査結果や臨床発達心理士等の助言を活用し、指導に生かす。
- ・指導目標や手だて、指導終了及び延長、見直し再入室について、連携型個別指導計画、学習の記録、面談等を活用して、家庭と学校の間での合意形成の場を設定し、共通理解を図る。

3 指導の重点

- ・言語に関する自立活動の指導を通して、自分の考えや思いの表出、他者理解、状況の把握についての理解を促す。そのために、児童の興味関心に即した活動や教材の精選を行う。
- ・認知行動療法を参考にしながら教材や学習活動を工夫し、物事を適切に捉える力及び自己理解の力を育む。その上で、個々の特性に合った学習方法について指導する。
- ・児童が自己の特性について考えることができるように、教師から状況に応じた指導を行う。
- ・定期的な行動観察を行い、在籍学級での児童の様子について評価し、特別支援教室での学習を在籍学級での活動に生かす意欲に結び付ける。

4 その他の配慮事項

- ・個々の児童の課題をふまえた在籍学級での適応について、在籍学級担任と特別支援教室の担当教師双方の視点から考え、共通理解を図る。
- ・連携型個別指導計画の作成のために、毎学期、在籍学級担任及び保護者との面談を設定する。また、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を活用し、指導目標の適時性、必要性、達成可能性について吟味する。チェックリストを活用し、指導目標の達成度、手だての有効性を確認し、共有する。
- ・個人面談や学習の記録を活用して、家庭との情報交換を行い、指導の成果や課題について共有する。
- ・該当児童の関わる医療、療育機関や教育相談等と連携を図り、情報を共有し適切な指導を行う。
- ・臨床発達心理士等の巡回日には、児童の行動観察だけでなく、必要に応じて学級担任との面談も設定し、専門的な視点からの助言を受けるとともに、その助言を指導・支援に生かす。
- ・在籍学級担任、保護者による本教室の授業参観を行い、成果や課題についての共通理解を図る。
- ・特別支援教室の指導についての理解教育を、各学級担任と連携して実施する。